

【活用例】

健保 太郎 様

ご退職される
従業員様の氏名

ご退職後の健康保険について(ご案内)



ご退職にあたり、今後の健康保険についてご案内いたします。

ご退職後につきましても、健康保険には必ず加入することになりますので、下記の『退職後の健康保険について』を参考に、決められた期間内に**ご自身で忘れず**に加入のお手続きをおこなってください。 ※退職後、空白期間がなく再就職される場合は除きます。

- * 国民健康保険に加入する場合など、健康保険の加入(退職)に関する証明書が必要な場合は、ご自身が年金事務所にて発行手続きをおこなってください。
- * 退職の際には、事業所(事業主)から年金事務所に健康保険証を返還する「資格喪失届」の手続きをします。加入(退職)に関する証明書の発行は、「資格喪失届」を提出した日以降になりますのでご注意ください。(証明書の発行について詳しくは年金事務所へお問い合わせください)

今後の健康保険への加入手続きをスムーズに進めるためにも、今お持ちの保険証(ご家族分を含む)は、すみやかに担当者にお返しく下さい。

○ 退職後の健康保険について

加入先	協会けんぽの 任意継続	市区町村の 国民健康保険	ご家族の健康保険の 被扶養者
手続き先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの 市区町村役場	ご家族の 勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上あること。 退職日の翌日から20日以内に加入の手続きをすること。 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当課までお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、退職前の給料から控除されていた保険料を約2倍した金額となります。 ※ 保険料には上限があります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料(税)は、前年の所得や加入する世帯の人数などにより決まります。 お住まいの市区町村により保険料の算出方法が異なります。 ※ 倒産・解雇・雇止めなどにより離職した場合は、保険料(税)が軽減されることがあります。 ※ 国民健康保険の保険料(税)は、前より毎年見直しが行われ 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の保険料負担はありません。

◆ 任意継続についての詳細、加入申請書・パンフレットの郵送の希望についてはお住いの都道府県お問い合わせください。

ご退職日の翌日

退職日の翌日(4 月 1 日)以降、お手持ちの保険証を使った受診はできません。

4 月 3 日までに必ず担当者(総務 〇〇)まで保険証を返却してください。

任意の日付け

※退職日以降、できるだけ早い期日の設定をお願いします

ご担当者様の氏名

お手続きがあります。田、桜井、下市、大和郡山等)、お問い合わせください。

事業主様、ご担当者様等からの
通信欄としてご利用ください